

議案第28号

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市ジャンボプールの使用に係る使用者負担の公平性を図ることを目的とした使用料の改定及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第2区分の欄中「小中学生」を「市内在住の小中学生」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。